

消防危第162号

令和5年6月7日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁危険物保安室長

(公印省略)

危険物の流出防止に効果があると認められる措置の調査について (依頼)

危険物の規制に関する政令 (昭和34年政令第306号。以下「政令」という。) 第9条第1項第12号においては、屋外に設けた液状の危険物を取り扱う設備について、「その直下の地盤面の周囲に高さ0.15メートル以上の囲いを設け、又は危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる総務省令で定める措置を講ずる」ことが規定されているところです。また、政令第11条第1項第10号の2ルにおいても、ポンプ室以外の場所に設けるポンプ設備について、同様の規定がおかれているところです。

政令第9条第1項第12号及び第11条第1項第10号の2ルの「危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる総務省令で定める措置」については、現在のところ省令の定めをおいていませんが、市町村長等の判断により、その直下の地盤面の周囲に高さ0.15メートル以上の囲いを設けること以外の措置を認めて運用している場合もあると考えられます。

つきましては、政令第9条第1項第12号及び第11条第1項第10号の2ルの「危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる総務省令で定める措置」として明確な規定を定めるための基礎資料とするため、各市町村における運用実態について、下記のとおり調査を実施することとしましたので、御協力をお願いします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村 (消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。) に対し、この旨周知をお願いします。

記

1 調査内容

調査票1によること。

2 回答方法

(1) 消防本部

調査票1の回答シートに必要事項を入力し、都道府県消防防災主管部へ回答すること。

(2) 都道府県

各消防本部から回答された調査票1の都道府県転記シートの内容を調査票2に取りまとめ、調査票1及び調査票2を消防庁危険物保安室担当係へメールで回答すること。

3 回答期限

令和5年7月14日 (金)

消防庁危険物保安室
危険物施設係 千葉、北中、瀬濤、日下、渥美
TEL : 03-5253-7524
E-mail : fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp

0.15m以上の囲いと同等以上の効果があると認められる措置の調査票（消防本部等）

①	都道府県名	
②	消防本部名	
③	担当者の部課・氏名・ 連絡先・メールアドレス	
④	「その直下の地盤面の周囲に 0.15m以上の囲い以外の措置」で 認めた事例の有無 (該当するどちらかに「1」を入 力)	認めたことがある → ⑤を入力
		0.15m以上の囲い以外は認めていない → 調査終了
⑤	④で「認めたことがある」を選んだ 場合はその内容 (複数回答可。該当するものに 「1」を入力)	設備の周囲の地盤面に有効な溝等を設ける措置 → ⑥を入力
		設備の架台等に有効なせき又は囲いを設ける措置 → ⑦を入力
		その他の措置 → ⑧を入力
⑥	⑤で「設備の周囲の地盤面に有効な 溝等を設ける措置」を選んだ場合は その内容	措置の内容を詳しく記入してください。
		措置の内容を審査基準や内部通達等で定めている場合は抜粋して記入してください。 (別紙として添付することや、HPで公表している場合はURL貼付でも可とします。)
⑦	⑤で「設備の架台等に有効なせき又 は囲いを設ける措置」を選んだ場合 はその内容	措置の内容を詳しく記入してください。
		措置の内容を審査基準や内部通達等で定めている場合は抜粋して記入してください。 (別紙として添付することや、HPで公表している場合はURL貼付でも可とします。)
⑧	⑤で「その他の措置」を選んだ場合 はその内容	措置の内容を詳しく記入してください。
		措置の内容を審査基準や内部通達で定めている場合は抜粋して記入してください。 (別紙として添付することや、HPで公表している場合はURL貼付でも可とします。)

※該当しない箇所は空欄とすること。

URL貼付時はハイパーリンク設定は不要です。文字列のみ記入してください。

